各種手当(児童扶養、特別児童扶養、特別障害者、障害児福祉) の手続きを忘れずに

身体障がい者巡回相談、ボランティア講座の開催について

ひとり親家庭への児童扶養手当や、障がいのある人やその家族に支給される特別児童扶 養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。 提出がない場合には、手当を受給できなくなりますので、忘れずに手続きを行ってください。 また、身体障がいに関する支援の巡回相談や、精神福祉ボランティアの講座を開催します。 利用や参加を希望する人は、お問い合わせください。



児童扶養手当

■制度について

ひとり親家庭に対する自立を支援し、児童福祉の 増進を図るために支給される手当です。母子家庭だ けでなく、父子家庭も対象です。

手当を受給するには、申請(認定請求)が必要です。 【支給要件】次のいずれかの条件にあてはまる児童 (18歳未満)を監護している母、または、監護かつ 生計同一の父など

▷父母が婚姻を解消

▷父または母が、死亡、一定の障がいを持っている、 生死が明らかでない、1年以上遺棄している、裁 判所からのDV保護命令を受けた児童 など

※受給には所得制限など一定の条件があり、障がい の有無により対象児童の年齢も異なります。詳し くは、お問い合わせください。

【児童が1人の場合の支給額(月額)】

全部支給: 42,330円

一部支給: 42,320円~ 9,990円

※支給額は所得に応じて決定されます。

【支給手続】提出書類は、支給要件により異なります。 お問い合わせのうえ、必要書類をそろえて申請して ください。手当は申請の翌月分から支給されます。

【支払期日】 4、8、12月の各11日

■現況届の提出を忘れずに

児童扶養手当を受給している人(全部支給停止の 場合も含む)は、現況届を提出してください。

【提出期間】8月1日(月)~5日(金)午前9時~午後4時 【提出場所】市役所 801会議室または吉田・三間・津 島支所福祉環境係

【提出書類】受給状況により異なります。7月下旬に 各受給者へ通知する必要書類をご確認ください。

※現況届を提出しないと、8月分以降の手当が受給 できなくなります。また、現況届が未提出で、2 年を経過した場合、時効により資格がなくなりま す。該当する人は、必ず現況届を提出してください。 平成27年中の所得が未申告の人は、認定ができま せん。所得申告をすませてから現況届を提出して ください。

■児童扶養手当の加算額(月額)の変更

2人以上の児童がいる家庭に加算される児童扶養 手当の加算額が、8月分から変更されます。

児童の数	8月までの 加算額	8 月以降の 加算額
2人目の児童	5,000円	全部支給: 10,000円 一部支給: 9,990円~ 5,000円
3人目以降の 児童	3,000円	全部支給: 6,000円 一部支給: 5,990円~ 3,000円

※加算額は所得に応じて決定されます。

【増額された加算額の支給】

8月分から加算額が増額されますが、8月~11月 の4ヵ月分は児童扶養手当の支給月である12月に支 払われます。

【平成29年4月から物価スライド制を導入します】

物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを 表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給す る額を変更する仕組みです。

児童が1人の場合の手当額には、物価スライド制 を導入していますが、児童が2人以上の場合の加算 額にも平成29年4月から導入します。

【問合先】福祉課児童福祉係☎24-1111内線2141 または各支所福祉環境係

身体障がい者巡回相談

相談人数に限りがあります。必ず事前に申し込み をしてください。

【と き】9月6日(火)午後1時~3時

【ところ】吉田公民館第2・3会議室

【判定医師】 整形外科 渡部 昌平 先生

(独立行政法人 地域医療機能推進機構宇和島病院 [JCHO宇和島病院] 院長)

【相談対応者】県福祉総合支援センター 職員 【内 容】

▶補装具、更生医療、身体障がい者の支援に関する こと

※今年度から電動車椅子の走行テストができます。 事前に申請手続きが必要です。

【申込・問合先】 8 月22日(月)までに福祉課障害福祉 係費24 - 1111内線2103

精神保健福祉ボランティア講座

「心の病」を抱えている人のことを知り、地域で支えあって暮らすために「あなたも出来ること」を一緒に学びませんか?

とき		内 容
第1回 (開講式)	9 / 17(±)	生活のしづらさを知ろう(講義)
第2回	10/22(±)	精神障害を目と耳と心で感じよう (ビデオ上映)
第3回	11/19(土)	地域資源とかかわり方 (私たちにできること)
第4回 (閉講式)	12/17(土)	家族・当事者の想いを聞こう (体験談・交流会)

【時 間】いずれも午後1時30分~3時30分

【ところ】総合福祉センター

【受講料】無料

【定 員】20人(全日程に参加できる人優先)

【申込期限】 9月14日(水)

【申込方法】郵送、FAXまたは電話で申し込んでください。

【**申込・問合先**】 〒798 - 0024 宇和島市伊吹町甲953 - 8

NPO法人さかえ(就労継続 支援事業所ピアさかえ内)

☎ • **FAX** 24 − 5159



障害のある人への手当

■特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある児童(20歳未満)を養育している家庭に、児童の生活や福祉の向上を目的に支給する手当です。

【対 象】

1級手当	身体障害者手帳1~2級程度、または、療育手帳A程度の心身に障がいのある児童の保護者
2級手当	身体障害者手帳3~4級(4級は一部)程度やこれと同程度の心身に障がいのある児童の保護者

【支払期日】 4、8、11月の各11日

■特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で、特に重度の障がいが重複しているなど、 日常生活に常時介護を必要とする人に支給する手当 です。

【対 象】

特別障害者 手当 (20歳以上)	国民年金(障害基礎)1級程度の異なる 障がいが重複している人、身体障害者手 帳1・2級程度の障がいと重度の知的障 がいまたは精神障がいのいずれかが重複 している人など
障害児福祉 手当 (20歳未満)	重度の身体障がいまたは精神障がいのある人、最重度の知的障がいの人、重度の知的障がいを合併する人 など

【支払期日】5、8、11、2月の各10日

■現況届(所得状況届)の提出を忘れずに

特別児童扶養手当・特別障害者手当(または経過的福祉手当)・障害児福祉手当を受給している人は、現況届(所得状況届)の提出が必要です。

提出がない場合、8月分以降の手当が受給できません。

【提出期間】 8月15日(月)~9月2日(金)

午前9時~午後4時(土・日曜日は除く)

【提出場所】福祉課(23番窓□)または吉田・三間・ 津島支所福祉環境係

【提出書類】受給している手当により異なります。 8月上旬発送予定の通知を確認してください。

【問合先】福祉課障害福祉係☎24 - 1111内線2110 または各支所福祉環境係